

徳島県告示第五百十一号

徳島地方法務局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量）	徳島市中常三島町一丁目及び二丁目、南常三島町一丁目、二丁目及び三丁目、助任橋一丁目、二丁目及び三丁目、助任本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目、中前川町一丁目、北前川町一丁目並びに下助任町一丁目及び二丁目の各全部並びに北常三島町一丁目及び二丁目、中常三島町三丁目、助任橋四丁目、北前川町二丁目並びに中吉野町一丁目及び二丁目の各一部	令和四年七月十九日から 令和五年二月二十八日まで